

令和3年度第9回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和3年12月10日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	13番	西村	辰寿	14番	西田	悦子
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	8番	田中	正則	9番	山寄	幸臣
	10番	中田	典昭			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	荻原	晴雄
	栄田	正温	井上	善雅
	上田	正人	佐藤	洋一
	山本	知司	上月	清
	西村	昭二	保田	公範
	公賀	義高	白岩	義広

4. 欠席委員 小椋 武 山根 祐一 手見野 大樹 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|-------------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 1番 平木 正紀 | 2番 明治 良一 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| | 3 | 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用配分計画案について | |
| 第8 | 議案第6号 | 農業振興地域整備計画の変更について | |
| 第9 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 副主幹 尾崎 千穂
主 事 櫻田 康太

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、小椋委員、山根委員、手見野推進委員、竹内推進委員の4名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和3年度第9回八頭町農業委員会を始めます。

今回もコロナウイルス予防対策のため「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、1番 平木正紀委員、2番 明治良一委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は3件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。3ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は9件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。1件の該当事業がありました。5ページをご覧ください。町道改良工事の現場事務所です。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）	続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号14-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号14-1について説明をします。</p> <p>【議案第1号 受付番号14-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 小別府地内</p> <p>登記地目：田 現況地目：田</p> <p>面積 3,199 m²</p> <p>権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、以前より譲受人と譲渡人で売買の話があり、この度話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人はご住所が横浜市になりますが、1年の内9ヶ月くらいは八頭町小別府のご実家にいらっしゃいます。平成28年から令和2年にかけても農地を3筆取得されていますが、すべて柿や水稻を栽培されています。この度取得される農地も柿を栽培される予定です。通作については、自宅から概ね500m程度であり問題はないと思われま。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、5年以上農業に従事されておりますので、問題はないと思われま。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は50アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、199アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では柿を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、10番 中田典昭委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。
中田委員	12月4日に現地の調査等致しました。この土地は10月2日の農地パトロールで緑判定とした柿畑です。三分の一ほど伐採されていて株だけとなっていました。残りは伐採されてなくて草が生い茂っている状態でした。譲渡人のお宅で話を聞かさせていただきましたが病気をしてから農作業をしなくなったということで耕作者を探していたとのことでした。また、譲受人はほかにも柿畑を購入されておられて伐採された所は輝太郎柿など高接なり新植などしたいとの

中田委員	ことで計画されているようです。両者ともに問題はないし周りに対しても問題ないと思われました。詳細については事務局の報告のとおりですのでよろしくお願いします。
議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
井上推進委員	この件は何年か前にもあって私は意見を言わせていただきましたけれども横浜市が本当に問題ないのか。その時の事務局の説明は農業会議にも確認したと言われたんだけど確かお母さんがおられたんですよね。
中田委員	3年ほど前に亡くなられたようです。それで横浜の住所なんですけども本当は移転したかったようですが横浜に家がある関係か何かできないと私は聞いています。
井上推進委員	それは前にも聞きましたが住所が神奈川県の方が相続はできるんですけど売買の場合は通作の問題があって。通作は実質ではなくて住所地だと思います。以前にも津山の方がありましたが津山は近県で1時間くらいで行き帰りができるからギリギリオーケーかなと思いますが、農地法に基づいたら本当でこの住所で売買が可能かどうか再度農業会議か県に確認を取って欲しいと思います。
議長（会長）	事務局お願いします。
事務局	失礼します。この議案につきましては井上推進委員さんの言われるとおり過去に同様の事例があり、その際農業会議に確認していることから出させていただいたところです。同じ回答になると考えますが少し時間をいただきまして確認させていただきます。よろしいでしょうか。
井上推進委員	法律に基づいた判断になりますので県の経営支援課農地係に確認をお願いします。
議長（会長）	この件につきましては県に確認後再度審議とし保留します。 それでは、受付番号 15-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 15-2 について説明をします。 【議案第1号 受付番号 15-2 朗読後、説明】

事務局	<p>土地の所在地 南地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 954 m² 権利の種類は、所有権移転売買です。 理由につきましては、今まで譲受人が譲渡人より借り受けていた農地を、この度譲受人が譲渡人に譲り渡しの相談をされ、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有農地で主に水稻や野菜、梅を栽培されています。通作については、自宅から50m程度であり問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、40年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておりますので、問題はないと思われます。 次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は30アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、116アールあり問題はありません。 最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻と野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、5番 小林孝委員に事前調査をお願いしておりますので報告をお願いします。</p>
小林委員	<p>報告します。内容については事務局報告のとおりでそれ以上の報告はございません。12月1日に譲受人、譲渡人兩名に意思確認をしました。申請のとおりですのでよろしく申し上げますとおっしゃっておられました。問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号16-3について事務局は説明をお願いします。</p>

議長（会長）

す。

事務局

受付番号 16-3 について説明をします。

【議案第1号 受付番号 16-3 朗読後、説明】

土地の所在地 鍛冶屋地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 1,368 m²

土地の所在地 鍛冶屋地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 343 m²

権利の種類は、所有権移転売買です。

理由につきましては、以前より譲渡人が譲受人に貸借していた農地をこの度譲渡人から譲受人に買い受けてもらえないかと相談をされ、売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有農地や借り受けた農地で水稻や野菜を栽培されています。通作については、自宅から概ね4 km程度であり問題はないと思われれます。

農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、50年以上農業に従事され、概ね冬季以外は農作業に従事されておりますので、問題はないと思われれます。

次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は30アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、51アールあり問題はありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員

報告します。12月6日に譲受人、譲渡人の奥さんの立会いのもとでお話を伺いました。先ほどの説明のとおり基盤整備の後からずっと譲受人が耕作しておられるということです。譲渡人の方が耕作する意思がまったくないのでお話を持ち掛けられて成立したということです。その土地には野菜がたくさん植えてありましたし将来的には農業用ハウスを建てたいとの話をしておられました。事務局の説明のとおりで問題ないと思われれます。よろしくをお願いします。

議長（会長）	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 17-4、18-5、19-6 です。関連しますので、事務局は一括して説明をお願いします。
事務局	はじめに 受付番号 17-4 について説明をします。 【議案第 1 号 受付番号 17-4 朗読後、説明】 土地の所在地 奥谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 70 m ² 権利の種類は、所有権移転交換です。 こちらは、次からの受付番号 18-5、19-6 の申請地と併せた隣接する 3 筆を、耕作の実態に合わせて 3 者で交換し所有権移転登記をするということで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、所有する農地で水稲と野菜を栽培されています。通作については、自宅から自転車で 10 分程度であり問題はないと思われま す。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、35 年以上農業に従事され、概ね冬季を除き農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま す。 次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが申請地の下限面積は 30 アールであり取得後の譲受人の耕作面積は 34 アールあり問題はありません。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地では従来通り野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま す。 次に 受付番号 18-5 について説明をします。 【議案第 1 号 受付番号 18-5 朗読後、説明】 土地の所在地 奥谷地内

事務局

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 55 m²

権利の種類は、所有権移転交換です。

こちらは、先ほどの受付番号 17-4 の説明のとおりで、隣接する 3 筆を、耕作の実態に合わせて 3 者で交換し所有権移転登記をするということで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、所有する農地で主に野菜を栽培されています。通作については、自宅から自転車で 10 分程度であり問題はないと思われま

す。
農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、40 年以上農業に従事され、概ね冬季を除き農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま

す。
次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが申請地の下限面積は 30 アールであり取得後の譲受人の耕作面積は 38 アールあり問題はありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地では従来通り野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

最後に 受付番号 19-6 について説明をします。

【議案第 1 号 受付番号 19-6 朗読後、説明】

土地の所在地 奥谷地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 66 m²

権利の種類は、所有権移転交換です。

こちらは、先ほどの受付番号 17-4、18-5 の説明のとおりで、隣接する 3 筆を、耕作の実態に合わせて 3 者で交換し所有権移転登記をするということで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、所有する農地で主に水稻と野菜を栽培されています。通作については、自宅から車で 5 分程度であり問題はないと思われま

す。
農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、20 年以上農業に従事され、兼業ではありますが概ね冬季を除き年間を通して農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま

す。
次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが申請地の下限面積は 30 アールであり取得後の譲受人の耕作面積は 56 アールあり問題はありません。

事務局	最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では従来通り野菜を栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。
議長（会長）	この件につきましては、4番 綾木晴子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
綾木委員	受付番号17-4、18-5並びに19-6について、3名の方に係る農地の交換ということですので一括して報告いたします。 12月1日に聞き取り調査及び現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおり、実際の耕作者と登記簿上の所有者が異なっていたとのことで、何十年も前からわかっていたとのことですが手続きをされていなかったということです。だんだん年を取り子の代になってわからなくなっただけではないのでこの度、実状に合わせて登記をするとのことでした。関係者すべての方が同意をされていますので問題ないだろうと判断しましたのでご報告いたします。
議長（会長）	以上3件17-4、18-5並びに19-6について、一括して質疑を受け付けます。
委員一同	質問意見はありませんか。
今井委員	先ほど綾木委員さんから何年も前からとありましたがこの土地は地籍調査が完了した土地ですか。
議長（会長）	事務局どうですか。
事務局	失礼します。この土地は地籍調査は完了しておりません。郡家地区は現在調査に入っていることからこの土地も数年先には調査される旨を説明致しましたが今のうちに交換されたいとのことでした。以上です。
今井委員	はい。わかりました。
議長（会長）	他にございませんか。小林委員さんどうぞ。
小林委員	珍しい案件ではありませんが今回は登記の名義を変えるだけです。条件にいくらかの金銭が付いてまわることはないですか。

議長（会長）	事務局どうぞ。
事務局	面積に違いはございますがお金のやり取りは発生いたしません。
小林委員	はい。わかりました。
議長（会長）	他にございませんか。意見が無いようですので採決いたします。 なお、採決は受付番号ごとに行います。 受付番号 17-4 について 賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	賛成多数と認めます。受付番号 17-4 については 申請どおり決定といたします。 続いて、受付番号 18-5 です。 賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	賛成多数と認めます。受付番号 18-5 については、申請どおり決定といたします。 最後に、受付番号 19-6 です。 賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	賛成多数と認めます。受付番号 19-6 については、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 20-7 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 20-7 について説明をします。 【議案第1号 受付番号 20-7 朗読後、説明】 土地の所在地 岩淵地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 300 m ² 権利の種類は、所有権移転贈与です。 理由につきましては、譲受人は申請地に隣接する農地でシイタ

事務局

ケ栽培をしておられますが、この度、県の砂防施設事業用地として一部買収されました。そのため、シイタケ栽培用地が減ったため新たに農地を探しておられ、この度、譲渡人から農地を譲り受けることで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有農地や借り受けている農地で主に水稻や野菜、しいたけ等を栽培されています。通作については、自宅から450m程度であり問題はないと思われま

す。農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、11年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま

す。次に、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は30アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、76アールあり問題はありませ

ん。最後に、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件ですが、申請地では隣接する農地と同様にシイタケを栽培する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま

議長（会長）

この件につきましては、14番 西田悦子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

西田委員

失礼します。12月6日に譲受人と譲渡人の娘さんの両者立会いのもとに現在調査を致しました。現地はかなり木が茂っており山林かと思われるところでした。譲受人も譲渡人も過去には樹園地で梨を作っておられたそうですがずいぶん前にやめられたとのこと

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。

今井委員

この土地は農地パトロールの結果はレッドでしょうか黄色でしょうか。現況は山林でしょうか。

公賀推進委員

現地は果樹園跡で梨の木はなくなっています。道もないようなところでしたがこの度の砂防工事により車が行き来できるようになりました。周囲は放置されたような状況でして農地パトロールでは赤

公賀推進委員	色判定とさせていただきます。近隣の谷全体が放置状態でどうするのかなどの気持ちで見たところでしたのでそこを利用されるということであれば良いことではないのかなと思います。以上です。
今井委員	はい。わかりました。
議長（会長）	他にございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 21-8 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 21-8 について説明をします。</p> <p>【議案第 1 号 受付番号 21-8 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 塩上地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 87 m² 権利の種類は、所有権移転売買です。</p> <p>理由につきましては、譲受人は、申請地に隣接する畑を所有され耕作しておられ、排水の関係もあるため申請地を譲ってもらえないかと譲渡人に相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人は実家が塩上にあり、所有する農地で野菜や果樹を栽培されています。通作についても、鳥取市からは車で 30 分、実家から徒歩で 3 分程度であり問題はないと思われま。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、15 年以上農業に従事され、年間を通して農作業に従事されておりますので、問題はないと思われま。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積要件ですが、申請地の下限面積は 20 アールであり、取得後の譲受人の耕作面積は、45 アールあり問題はありません。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域との調和要件ですが、申請地では隣接する所有農地と一体で畑として利用する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められま。</p>

議長（会長） この件につきましては、6番 谷尾友枝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

谷尾委員 21-8 について報告します。12月5日に譲受人に電話で確認致しました。耕作している土地の隣接であり空いてしまわないように一緒に耕作出来たらいいなどのことで譲渡人にお話しされ譲渡人も快く受けられて話がまとまったそうです。後は事務局の報告のとおりなので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長） 賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。

続きまして先ほど保留としておりました受付番号14-1について事務局は報告をお願いします。

事務局 失礼します。受付番号14-1について報告します。
 県の経営支援課に確認を致しました。現状の居住地で問題ないとの回答でした。前回の問い合わせの履歴も残っており回答に変わりはなく3条の申請は問題ないとのことでありましたので報告させていただきます。以上です。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同 （全員挙手）

議長（会長）

賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
以上で、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。

続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号4-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。
受付番号4-1について説明をします。

【議案第2号 受付番号4-1 朗読後、説明】

土地の所在地 見槻中地内

登記地目：畑 現況地目：畑

面積 414 m²の内 39 m²

墓地を目的とした転用です。

場所、図面など資料については、議案書の4ページから9ページに付けています。

場所については、議案書の4ページから6ページに図面を付けていますが、見槻中集落の南に位置する農地になります。土地利用計画図は7ページに付けています。

転用理由につきましては、山の中にある墓地を利便性の高い当該地に移設したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は代替地なしです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しを確認しました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり適切と考えられます。

周辺農地への影響ですが、自己所有の農地に囲まれており、同意は得られています。雨水は自然流下で地下浸透します。実行組合長の同意は得られています。

日照、通風についてですが、建築物はないため周辺農地への影

事務局	<p>響はないと考えます。 また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。 【スライド現地説明】 以上です。</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、13番 西村辰寿委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
西村委員	<p>西村です。議案第2号4-1について調査報告をさせていただきます。12月3日に申請人にお会いし現地確認と聞取りをさせていただきました。概要は事務局から説明があったとおりで重複いたしませんけども、現在の墓地が山の中にありまして申請人が高齢になられたと。急な坂の山道を上り下りするのが非常に大変だと。危険で不便だし管理もできないようだし非常に支障をきたしている状況であるということで自宅の近くに移設したいということでございました。当該土地は柿畑の一部で周辺の地権者、あるいは住民には了承済みであると。特に問題ないと考えますのでよろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>写真と位置図に合っていないようですが。家の敷地ですか。</p>
西村委員	<p>当該土地には200㎡未満の農機具倉庫が立っています。その裏に赤で示しているところに建てると。写真にある農機具倉庫は位置図には載っていません。以上です。</p>
今井委員	<p>5ページの図面には農機具倉庫が載っていないのですね。わかりました。</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定いたします。 以上で、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
	<p>続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定</p>

議長（会長）

による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号12-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号12-1について説明します。

【議案第3号 受付番号12-1 朗読後、説明】

土地の所在地：郡家地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 21 m²

土地の所在地：郡家地内

登記地目：田 現況地目：畑

面積 72 m²

土地の所在地：郡家地内

登記地目：田 現況地目：田

面積 1,694 m²

所有権移転による事業所及び事業所敷地を目的とした転用です。場所、図面など資料については、議案書の12ページから17ページに付けています。

場所については、議案書の12ページから14ページに図面を付けていますが、八頭町役場本庁舎から約300m北西に位置する第3種農地です。土地利用計画図は15ページに付けています。

転用理由につきましては、法人が経営する事業所の増築及び駐車場を整備したいとのことでした。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、八頭町役場本庁舎から300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関通帳の写しにより確認しました。

また、譲受人は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地は南側が田に隣接しており同意は得られています。水利権者と区長の同意は得られています。

雨水は自然流下で既設の農業用水路へ、汚水は公共下水に接続します。

日照、通風についてですが、隣接農地から十分距離をとって

- 事務局
るため、影響ありません。
また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。
以上です。【スライド現地説明】
- 議長（会長）
この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告を行います。

この関係につきましては7月13日の委員会で教育委員会が試掘調査を行うということで審議したものでございます。その時に譲受人とお話させていただきまし、譲渡人A氏のお宅に伺いまして用水路の変更、これは農業委員会には直接関係しませんが用水路を直線にして施設を建てたい。それには譲渡人A氏の土地が必要であるということで話されたとのことをお聞きしました。それから土地を提供する譲渡人B氏については社会福祉施設と併せて障害者福祉施設を建設したいとのことを7月13日に委員会で概要を皆様に報告させていただいたものでございます。今回はそれ以後のことで変更なり異論がないかとの確認をさせていただいたところでございます。譲受人は農業委員会の許可を受けてできるだけ早く工事を進めたいとおっしゃっておられました。譲渡人A氏の水路の件につきましては12月5日に聞取りをしておりますが進んで農地を提供するわけではないが強く頼まれたので同意したとのことでした。譲渡人B氏については計画内容を十分理解しておられませんでしたので手元にある図面で説明をさせていただきました。事務局の報告もございましたができるだけ早く工事にかかっていきたいということでございますので皆様のご協力をよろしくお願いします。以上で報告を終わります。

この件につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同
(質疑なし)
- 議長（会長）
意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
- 委員一同
(全員挙手)
- 議長（会長）
賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。
以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。

議長（会長）	<p>続きまして日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の23ページをご覧ください。 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。 八頭町長から令和3年11月30日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。 今月は通常の利用権が、新規3件、更新3件、合計6件です。面積は、田が14,161㎡（6筆）、畑が214㎡（1筆）で、合計14,375㎡（7筆）です。 また、中間管理事業分が、新規10件、更新7件、合計17件です。面積は田が35,076㎡（19筆）、畑が2,654㎡（3筆）で、合計37,730㎡です。 すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長（会長）	<p>通常の利用権設定分、受付番号72-1を除く、73-2から77-6について審議を行います。事前調査を行い報告が必要でしたらお願いします。</p>
委員一同	<p>（報告なし）</p>
議長（会長）	<p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。通常の利用権設定分 受付番号72-1を除く、73-2から77-6について、申請どおり決定します。 続きまして、受付番号72-1についての審議ですが、これは山寄幸臣委員に関係する案件ですので、八頭町農業委員会会議規則第10条の規定により山寄委員は一時退席をお願いします。 （山寄委員退席）</p>

議長（会長）	<p>それでは受付番号72-1について審議を行います。この件に関して質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。受付番号72-1について申請どおり決定します。山崎委員は入室してください。</p> <p>（山崎委員入室）</p> <p>つづきまして、中間管理事業分 受付番号110-1から126-17について審議を行います。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号110-1から126-17について申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の27ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農用地利用配分計画案について説明します。八頭町長より令和3年11月30日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。整理番号215-1から236-22について説明します。</p> <p>先ほどの議案第4号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地37,730㎡（22筆）と、既に機構へ貸付</p>

事務局	けられている農地 20,099 m ² (10筆) の合計 57,829 m ² (32筆) を借受け希望のありました地域の担い手へそれぞれ配分するものです。地域の担い手法人3社へ 52,335 m ² (25筆) その他5名の個人耕作者へ 5,494 m ² (7筆) を配分するものです。以上です。
議長 (会長)	それでは審議を行います。整理番号 215-1 から 236-22 につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。整理番号 215-1 から 236-22 につきまして、申請どおり決定します。 以上で日程第7 議案第5号 農用地利用配分計画案について審議を終了します。 続きまして、日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について審議をいたします。受付番号 4-1 について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について説明します。議案書の32ページをご覧ください。 八頭町長から、令和3年11月1日付けで農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興地域整備計画の変更について意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるものです。 【議案第6号 受付番号4-1 朗読後、説明】 受付番号4-1について説明します。 申請地 宮谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,177 m ² の内 173 m ² 目的は農用地区域からの除外です。 理由としましては、一般住宅の建設です。 議案書の33ページから37ページに位置図、図面を付けています。宮谷集落内の農地です。この農地は、第1種農地であり、農用地区域内の農地です。以上です。

議長（会長）	この案件は、私が事前調査をしましたので報告します。
	12月4日に電話で聞取りをおこないました。申請人は不在でしたが奥さんが電話に出られました。内容は事務局の説明のとおりでございますけれども聞取り内容の概要を報告します。申請人は農振除外についてどういうことをするのか疑問を持っておられたようでしたので農業振興地域について簡単に制度の説明を致しました。建築の経過等を伺ったところ、現在ある倉庫の改造では手狭であるためこの際新しく家を建てたいとの希望でございました。特に問題はないと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。
	この件に関して、質問意見はありませんか。
山本推進委員	山本です。位置図の右側にあるのが道でしょうか。入口がないように見えるのですが。
事務局	36ページの平面図をご覧ください。既存の倉庫を壊しての建設です。入口は確保されます。
山本推進委員	わかりました。
今井委員	35ページの申請地の横にある公衆用道路は町道でしょうか農道ですか。
事務局	農道になります。
今井委員	わかりました。
議長（会長）	その他意見はございませんか。無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。 以上で日程第8 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての審議を終了いたします。
	続きまして、日程第9 その他について、事務局より説明願います。

-
- | | |
|--------|--|
| 事務局 | ●賃借料情報について
●別段面積（下限面積）の見直しについて
●農地利用配分計画案に対する意見について（第8回定例会）
●無断転用に係る非農地証明申請書の取扱い等について
●次回R4.1定例会
■1月11日（火）13時30分から
■船岡地区公民館
以上です。 |
| 議長（会長） | その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。 |
| 委員一同 | （なし） |
| 議長（会長） | 無いようですので、以上で第9回農業委員会を終了します。
終了（15時30分） |
-